

休浜同盟成立過程と赤穂浜の参加

落 合 功

はじめに

休浜法とは、製塩業を一定期間休業（休浜）することで、生産量を減少させ、結果として生産調整を行なうことを指す。この休浜法の実施は、生産調整を目的とするだけでなく、生産性の向上と経費節減を意図していた。すなわち、日照時間が短い冬季には作業を行わず、生産コストとして大きなウエートを占める燃料費と浜子雇用による人件費を抑えることを目的としたのである。また、しばしば誤解されるのであらかじめ述べておくが、ここでいう休浜法とは、休浜同盟の間で取り決められた自主的なものであり、幕藩権力により制度として出されたものではない。

そもそも休浜法が提起される背景は、瀬戸内塩の全国市場の成立過程と密接不可分であるといえるだろう。すなわち、一七世紀初頭に登場した入浜塩田は、瀬戸内海地域に優れた立地条件を有し、各地に塩田が築造された。このため、一八世紀初頭になると、塩の生産過剰が見られ、塩価格が下落することで、塩田不況が続くようになる。こうしたことが、一八世紀中ごろからの休浜法の提起がなされる結果となる。実際、三原屋貞右衛門の休浜法の提起が瓦解した後、明和八年（一七七二）に、再び三田尻浜の田中藤六により提起されるが、これもまた、宝暦期から明和期にかけて、三田尻浜で一五〇軒ほど開発されたことが原因であった。

この休浜法は、宝曆期に瀬戸田浜(生口島)三原屋貞右衛門によって提唱されたが、間もなく瓦解し、改めて明和八年、周防国三田尻浜の田中藤六により提唱され、翌安永元年(一七七二)から実施された。当初、周防国において実施され、安芸国・備後国・伊予国(波止浜)の各塩浜が参加する。文化九年(一八一二)には播磨国赤穂塩浜が参加し、播州一帯の塩浜が参加する。その後、参加する塩浜は、漸次増加し、文政三年(一八二〇)に阿波国の塩浜が、天保五年(一八三四)ごろに備前国児島浜が加わり、嘉永六年(一八五三)には、讃岐国・伊予(東部)国の塩浜が参加する。こうして、休浜法が瀬戸内十州にまでおよぶようになり、十州休浜同盟が成立する。よって、十州休浜同盟は、休浜法が提起されて以来、実に一〇〇年近くの歳月を経て成立したのである。⁽¹⁾

かかる休浜同盟をめぐる議論は、これまでの社会集団論や社会的権力論とのからみで議論することが可能である。まず、社会集団論との関係で紹介してみることしよう。

社会集団論は、吉田伸之氏を始めとして多くの成果があるが、⁽²⁾かかる議論は、従来の階級・階層とは異なる、固有の集団そのものを検討する研究方法として評価できるだろう。ここでは、重層的・複合的に存在する集団としての営みを検討する重要性が指摘できると思われる。かかる成果は、地域を超えた集団の営みなどが明らかとなり、地域と集団との関わり(≡属地的な関係とは別の社会的な関係)を明らかにする意味でも重要であるといえる。ただ、かかる社会集団の議論は、如何なるものでも「社会集団」として捉えてしまう恐れがある。その意味では、論者が社会集団をどの様な視角として把握し、何を明らかにするかを明確にして検討する必要があるだろう。

時代は異なるが、筆者は社会集団論に対し、網野善彦氏の『中世民衆の生業と技術』をめぐる書評を通じて、コメントを寄せたことがある。⁽³⁾網野氏は、漂流民・海民など土地所有原則に関係しない人々のまとめり(≡非農業民・「無所有」の人々)を社会集団としてとらえ、これらを明らかにすることで、天皇との結びつきを強調している。かかる

成果は、非農業民（それ自体色々問題はあるが）といわれる社会集団と天皇を頂点とした公家勢力との関係を貢献関係を通じて明らかにしたものである。網野氏の社会集団の議論は、土地所有関係で結ばれた武家社会に見られる封建的關係とは異質な、漂流民などの集団の問題を議論しているという意味で、理解できる点である。

一方、地域社会のヘゲモニーの問題である社会的権力論については、拙稿「瀬戸内塩田開発の特質と近世塩業―備後国富浜塩田を題材として―」⁽⁴⁾で三人の論者の議論から整理している。すなわち、佐々木潤之介氏は「農奴制と農奴制国家」において、「権力のあり方には、経済的＝社会的権力（支配）と、公的権力としての国家権力＝政治権力とがあり、両者の構造的連関の中で議論する必要性」⁽⁵⁾があることを紹介しているのに対し、吉田伸之氏は久留島浩氏と共に『近世の社会的権力』の「はしがき」において、社会的権力とは「都市や農村域に存立する多様な中・小の諸権力を総称するもの」とし、「社会構造の中核を担うヘゲモニー主体」の問題であるとしている。⁽⁶⁾また、樋口陽一氏は「社会的権力と人権」において、「かつては同質の個人として政治権力の国家に対峙していた状況だったのに対し、今日では個人と個人のあいだ、とりわけ集団―巨大企業や巨大労働組合組織を考えよ―と、個人の間での権力関係が意識されるようになってきたのである」と指摘し、社会的権力の生成について、第一次世界大戦前後に求めている。すなわち、近代憲法確立期に追求された人権は、何よりも国家から自由であったとし、国家による干渉から原理的に解放された社会的関係の中で、社会的強者による圧迫が生ずることが問題として意識されたというのである。⁽⁷⁾

これらの社会的権力をめぐる議論は、佐々木潤之介氏は経済的要素の問題とし、豪農層を捉えようとしたのに対し、吉田伸之氏の場合、社会的に生成される権力の問題として捉えている。それに対し、樋口陽一氏は、近代以降の所産として考えている点に注目できるだろう。以上の三者の成果はそれぞれの立場を表していると思われるが、これらの成果を念頭に据えた時、かかる社会的権力を捉える意味として、①中間層だけに限らない、異なる集団のヘゲモニー

を検討する意味、②経済的要素とは異なる権力・権威を検討する意味、の二つの点において考察する意味があると思われる。

また、かかる社会的権力論に対し、平川新氏は「なにが変わったのか」⁽⁸⁾において、「社会的権力論から見えるのは、強者の姿、強者のシステムが中心」であるとし、「共同してあたる地域運営や地域起こしへの尽力、地域的要求（訴願や献策等）のあり方などを解明しようとする地域運営論は、人々が地域社会の成り立ちに果たした役割を重視」しているとし、「共生の論理」からのアプローチの重要性を指摘している。確かに、地域運営あるいは集団運営のあり方は、権力のあり方を探ることとして、重要であるといえるが、他方で権力に依存することだけでは紐帯を結ぶことのない集団関係があるのも事実である。かかる点についても念頭に据える必要があるだろう。

以上、社会集団論・社会的権力論をめぐる議論を紹介した上で、休浜同盟の問題を主軸に据えて、着目した場合、塩業者（塩業経営者＝浜主）をめぐる人的な諸関係は、以下の五つの面から検討する必要があるだろう。箇条書で紹介しておきたい。⁽⁹⁾

① 浜主と浜子の階層的問題（雇用関係）であり、これは、雇用・被雇用関係による、支配従属関係に基づくものである。

② 塩田内、浜主同士の結びつき（労賃規定・走り浜子対策・祭礼日）である。これは、日常的活動の中核でもある塩浜共同体としての側面であるが、浜主間においても、地主や小作など階層差があることも念頭に踏まえる必要があるだろう。

③ 塩浜と隣接村々（行政主体としての側面）や、領国内塩田との結びつきについてである。これは、地域間のヘゲモニー関係（領主・藩国家からの委任）の問題としても考えるべき問題である。

④ 休浜期間の決定・徹底や塩田の新造に対する取組みなどを行なう上での休浜同盟である。いわゆる、同一利益を追求する利益集団としての側面である。休浜同盟は、先にも指摘したとおり、藩領国を超えて存在し、権力とは別のあり方で合意を模索する必要があったのである。

⑤ 販売など、問屋・仲買商人や遠隔地商人との関わりなどを考える必要があるだろう。

これらの諸要件の中で、本論では④の十州休浜同盟に注目して検討していきたい。

十州休浜同盟とは、休浜法実施に賛同し、共に実行する塩業者の集まりである。この範囲が瀬戸内十州に及ぶということから、十州休浜同盟と呼ばれる。休浜同盟間においても、休浜実施に向けた利害に対する認識に差異があるのは確かだが、それら問題を孕みつつも課題を乗り越えて実施された集団を考えると、この意味で少なからず意味があると思われる。この休浜同盟の組織としての性格を明らかにする重要性については、拙稿「瀬戸内の塩業」で自分なりの意見を紹介した通りである。⁽¹⁰⁾ すなわち、休浜同盟は、①藩領国という枠組みを超え、浜主（塩業者）間の民間レベルの話し合いによって決められた組織であるという点と、②広い地域で浜主の紐帯を形成していながらも、瀬戸内（十州）という地域性を有した組織であるという点の二つの面から意味があるといえるだろう。かかる休浜同盟をめぐる議論は、①休浜同盟成立過程と、その論理、②休浜同盟の運営について、③休浜同盟実施における経営について、④休浜同盟に対する支配編成からの対応、⑤休浜同盟弛緩のあり方、などいくつかの視点を見出すことができる。

これらのテーマのうち関連するものとして、筆者は過去に④⑤において関連した成果を出している。④では、休浜同盟の経営の特質について、「『近世的瀬戸内塩業』の崩壊と塩業経営―備後国松永塩田を例として―」⁽¹¹⁾という成果がある。同成果は、十州休浜同盟の展開と崩壊の過程について、塩業経営の面から明らかにしている。そこでは、近世における休浜同盟の実施は、結果として燃料費や人件費といった費用を抑えることを経営的な特徴から明らかにして

いる。しかし近代になると、負担が年貢から地租に変わり、固定費が上昇するのに対し、塩販売価格の上昇で対応している。しかし、その後、松方デフレによって対応できなくなり、それが休浜同盟を解散せざるを得ない要因となったことを明らかにした。また、⑤の休浜同盟が弛緩した際の、同盟間の対応とその論理について明らかにしたのが「十州休浜同盟の展開と芸備塩田―生口浜増稼一件」を素材として⁽¹²⁾である。

本論では①の休浜同盟が成立していく過程について、休浜同盟の発足から赤穂浜の参加までを明らかにし、領国を超えた利益集団の統合の論理と、実態からみた特質を明らかにできればと考える。

なお、史料は「塩製秘録」「休浜法発端略記」「休浜規定早考」などを引用している。⁽¹³⁾これらの史料は二次史料であり、休浜法推進に向けた塩浜への理論書的な性格を有している。ただ、この点を踏まえつつ、同史料を参考とすることで、休浜同盟の様子が明かになると考えられる。これらの史料を照応しながら明らかにしていければと考える。

一、宝暦期、休浜法の提起と挫折

宝暦期、生口島に位置する瀬戸田浜の三原屋貞右衛門は、休浜法を提唱した。この時、提唱した休浜法について、『塩製秘録』から、紹介していくことにしよう。⁽¹⁴⁾

△史料1▽

一 宝暦年中にして諸国塩浜一統困究に推移り、浜主飢究の期に及び家業なしかたく、因茲安芸・備後・伊予三ヶ国の浜主申合、十月十一月極月翌正月四ヶ月を休浜となし、八ヶ月を業浜として試けるに、則勘定よかりしかは、此法瀬戸内一統ならん事益猶厚かるへしと瀬戸田浜人三原屋貞右衛門伊予・備後の何某をかたらひ、備中・備前・播磨・阿波・讃岐・伊予の国々を廻浦し、休浜相談に及びけるに、何国同じ困究にて若もや誘ふ水しもの折

からなるにより、皆同心なしけるか、阿播両国の内五七ヶ所不折合なるにより、志願むなしくなりぬ、時至らざる事の是非もなし…

休浜法は、当初、安芸国・備後国・伊予国の三か国によって実施された。浜主による相談の結果、十月から正月までの四か月の休浜を実施し、経営としてうまくいった。この休浜法の実績を通じてより一層効果を高めるため、宝暦十三年（一七六三）に瀬戸田浜の三原屋貞右衛門は、瀬戸内一帯の各塩浜を廻り、休浜実施を働きかけたのである。この休浜の実施によって、各地の塩浜で賛同を得ているが、阿波国・播磨国などのいくつかの塩田で理解が得られず、結果として瓦解する。それでは、この宝暦十三年の申合とは一体どのようなものであったのだろうか。三原屋貞右衛門の遊説の様子から探っていくことにしよう。

三原屋貞右衛門が瀬戸田を出発したのは、宝暦十三年五月十六日のことである。その後、七月十二日までの約二か月間で、備中・備前・播磨・阿波・讃岐・伊予を順に遊説している。その行程は、〈図一（宝暦十三年（一七六三）、三原屋貞右衛門の休浜廻村の遊説先〉の通りである。

図では紙面の都合で、休浜法の遊説のために廻村した村や塩浜全てを記載することができないが、五月十六日に瀬戸田を出船して以後、十八日に、備中国黒崎村勇崎塩浜（三十軒）に到着している。その後、押山浜（六軒）を経て、二四日に備前国児島（六軒）に行っている。その後、宇野村（三軒）、福原村（一軒）、田井村（三軒）、後閑村（一軒）、沼村（二軒）、山田村（四軒）、西大寺村（西田井地村、三軒）、東大寺村（東田井地村、三軒）、梶岡村（六軒）、胸上村（三軒）、番田村（十三軒）、小串村（二十軒）と、児島湾沿岸の塩田を廻村し、その次に播州赤穂に向かっている。赤穂では、尾崎村塩浜（百軒、新浜五十軒）、塩屋村塩浜（百五十軒）を廻った後、網干（二十軒）、黒崎村（十三軒）、喜場村（五軒）に行っている。さらに灘目塩の産地として知られる、八家川村（七十軒）、北脇・福泊（四

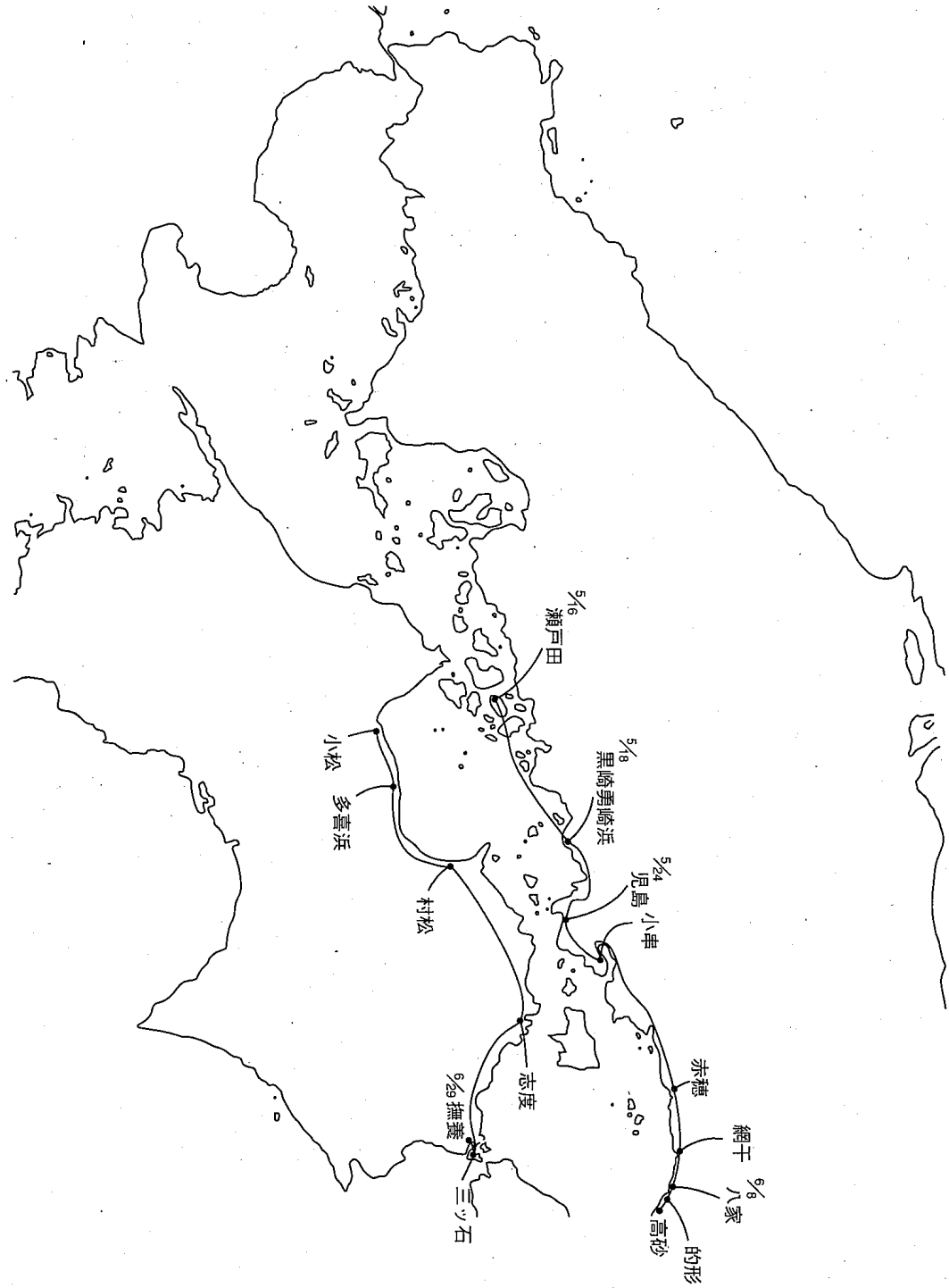


図1 (宝暦13年 (1763)、三原屋貞右衛門の休浜廻村の遊説先)

軒)、的形村塩浜(五五軒)、西浜村浜(二十軒)、大塩村(七十軒)、曾根村(五十軒)、曾根新村(十八軒)、荒井村・高砂村(四八軒)などを廻村している。

この後、淡路島を経由したか否かは不明だが、阿波国に入っている。六月二九日以後、撫養村、明神村塩浜(三十軒)、黒崎村(三十軒)、才田村(九軒)、南浜村(十八軒)、立岩村(三八軒)、弁財天村(十二軒)、桑島村(四二軒)、高嶋 三ツ石村(十八軒)、中嶋村(五十軒)、井野津(四十軒)、温石村大形浜(四十軒)を廻村し、その後、讃岐国に入り、安戸村(十五軒)、志渡村(七軒)を、伊予国では、西鳥村、村松村塩浜(二十軒)、多喜浜(三五軒)、小松浜(七軒)を廻っている。坂出塩田の開発はまだであることを考えると、三原屋貞右衛門は、当時の主たる塩田のほとんどを廻村したと考えてよいだろう。

この三原屋貞右衛門の休浜法への誘いに対し、塩浜の対応は様々であった。これらの対応について、簡単に史料を紹介しながらまとめておこう。

備中国の塩浜(勇崎浜と押山浜)では、阿波屋理七の所に宿泊しながら、塩直師である塩屋新六を呼び寄せて説得している。この時の勇崎浜・押山浜の反応は極めて前向きで、「早速承知、是者驚人」と、休浜法に対し簡単に理解を示している。同地の製塩業は困窮しており、ある意味、乗り手に船の状態であったのだろう。こうして塩屋新六は塩浜内での調整を行なうこととし、三原屋貞右衛門をしばらく逗留させている。⁽¹⁵⁾

一方、備前国での児島湾一帯にひろがる各塩浜の反応はどうであったのだろうか。児島では塩浜を所持している丈助に対して、説得に当たっているが、「睨ト返事埒明不申、次村尋申居立候、跡ニて御相談候様ニ申入レ」と結論は出ず、議論は先送りのまま、次村に出発している。児島での反応は、反対というよりも理解が不十分であったという感じである。また、宇野村では「村々申聞名主不残此所ハ書付申上之下モ如此申合候ハ、極テ益有之、何とそ赤穂・阿波申

伏せ候ハ、能々随分此所ハ少地也、早々右所へ越候様ニ被申候、此元ハ世間随心候ハ、同心也」と、趣旨については積極的に賛同している。ただ、休浜法参加の条件として、赤穂や阿波といった大塩田地域の賛同を前提としている。これは、芸備予州における塩の販売先は、北国塩を対象としていたのに対し、備前以東の塩浜の場合、大坂や江戸が販売先であった。その意味で、産地間競争が激しい中、生産コストの合理化という理由だけで個々の塩浜が休浜法に賛成するわけにはいかなかったのである。よって、「世間随心」と、阿波や赤穂を含めた全体的な承認を前提としないう以上、自身の塩浜だけで休浜法に同調するわけにはいかなかったのである。続いて山田村はどうであったのだろうか。山田村の場合、江戸や北国には販売しないものの、「冬浜ハ余りいたし不申、旁以六ヶ敷及相談不申候杯申候、委細仰致承知、併下モ方へ塩売参候時、此元辺休之儀申立候、備前小嶋郡大分塩有之申、其時申分無之、又故此辺も御相談御同心之様ニ申、いヶ様尤至極相談及候」と、すでに冬季の製塩作業はなされず、休浜としていたことがわかる。よって、児島付近の大塩田地帯が休浜法に賛同しさえすれば、さらに休浜法には積極的に賛成する旨が伝えられている。

以上が、備前・備中両国における休浜法に対する反応である。両備地域の塩浜も不景気に対する影響は甚大であり、すでに実質的に休浜を行なっている地域もあった。このため、休浜法に対し、積極的な支持に動いている。しかし児島の塩浜のみは、理解を示していない。他浜では赤穂や児島などの塩浜が、休浜法に対して同意することが休浜同盟参加のポイントであると指摘している。こうした点は播磨国の諸々の塩浜においても同様である。廻村の順番は逆になるが、網干の塩浜の反応は、「殊之外悦申候、及相談ニ可申候、赤穂阿波決シ候ハ、同心可致也」と、赤穂浜や阿波（撫養）の塩浜が賛同すれば、休浜法に同調することが指摘されている。

それでは、この時の赤穂浜はどの様な対応であったらうか。赤穂浜は、塩浜内で尾崎村が対応している。それに

よると、「去々年休之相談初申二月より四月迄休、勝手故初申候処、東新浜川口屋破り申候、此度兎角相談六ヶ敷気毒奉存候、何とそ東川口屋浜支配所并善治郎殿ニ御申入可被下候と被申候、右両家へ素相談成不申候様ニ表向キ被申候、内証ハ至極望申候」と、すでに過去（去々年）に三か月の休浜が実施されている。しかし、この時の休浜は、東新浜の川口屋が休浜期間について違反しており、うまくいっていない。よつて、休浜法について相談したとしても説得は困難だろうと紹介している。このため、三原屋貞右衛門自身が東川口屋浜支配所と、善次郎に直接説得に当たっている。このように、休浜法に対する赤穂浜の意見としては、賛同の者も居たのだが、休浜法の実施に対し反対の者もあり、塩浜内でまとまらず、休浜法への賛同として、全体でまとまるには至っていないかった。

この後、三原屋貞右衛門は、中島村（撫養）を遊説している。この地の動向は、「御口銀浜中ニ高下、夫ニ付何れも落附不申、取分ケ中嶋村外家業無之、働キ人之儀少々穴五六ついたし、渡世之人共御座候故、是等之儀相談決定も不仕、中嶋破り候故無是悲相止メ申候」と、塩浜によつて負担の高下があった。しかも一筆相当の面積も狭く、百姓浜であることから、休浜期間に仕事が失われ、休浜への違反者が出てしまうことが指摘されている。△史料2▽を参照してみよう。⁽¹⁶⁾

△史料2▽

一御口銀之儀も御相談之上ニ而御願被成度、此儀ハ御上様儀難申上候との故、御当地ハ諸方之浜方第一目、当テ甚御当地御相談堅ク不申候得ハ赤穂も決シ不申候、播州難申備前備中も同心不仕候得者下モ方申堅メ候儀、皆々破り算用此上ニ悪敷罷成候得ハ世間不残塩浜商売ニ相成不申候歟、出情可申候、成程御尤秋ニ成候ハ、一応相談いたし見可申と申二付、帰り申候：

△史料2▽を参照すると、口銀（負担）をめぐる塩浜間の差異は、領主との関係上、解決は困難であり、また、赤

穂のみならず、播磨・備前・備中も同意されなければ、納得されず、むしろ経営的にも苦しくなることが指摘されている。一応、秋にもう一度相談することを確約しているものの、それでも交渉は難航することが予想されている。

このあと、三原屋貞右衛門は、伊予を廻り帰っている。この宝暦十三年の申合は、結論としては失敗に終わっているが、これらの動向から整理すると、注目できる点として四つの点が指摘できる。

一つは、三原屋貞右衛門の行動範囲は、備中・備前・播磨・阿波・讃岐・伊予であり、瀬戸内海地域を対象としている。周防・長門両国は遊説先となっていないが、これは三田尻塩田一八〇町歩の開発時期が宝暦期から天明期にかけてであり、対象から外れたからと思われる。

二つ目は、結論的には休浜法への合意を得るには至らなかったものの、合意形成の過程で、各塩浜の中心的な立場の浜主（あるいは既に知っている浜主）との間で相談が行なわれているという点である。そして、こういった浜主が賛同したとしても、寄合いの結果、塩浜内部の浜主の間でも利害関係の不一致により合意が形成されず、休浜同盟への不参加を表明する塩浜も少なからずあったのである。

三つ目は、休浜法に対する認識が、各塩浜ごとに様々な事情に応じており、多様であるという点である。例えば、阿波国の塩浜に見られるように、百姓浜の場合、休浜法実施の目的として人件費削減はあまり有効な経営合理化策とはなりえず、むしろ休浜とすることで、その間の仕事が失われてしまうこともあった。同様に、それぞれの支配領主への対応も異なることから、負担の関係もあり、藩からの許認可が得られないことを危惧する塩浜もあったのである。また、その一方、山田村の塩浜の様に「冬浜ハ余りいたし不申」と、すでに冬季の製塩作業については、休浜同盟に参加するか否かという以前に、休浜の塩浜も見られたのである。

四つ目は、「赤穂阿波決シ候ハ、同心可致由」（網干）という記載が散見されるように、大塩田地帯である赤穂浜や

阿波の塩浜の合意なくして、他所塩浜の休浜同盟の参加は無いということである。すなわち、赤穂塩の販路と同じ地域にとって、赤穂塩の生産量が減少しない状態で、他所の塩浜だけの生産量が減るのは、冬季休浜による生産性の向上とは別の、市場占有率の問題として、経営的に支障を招く原因となる。このように休浜同盟への参加の有無を考える指標は多様なのである。

以上、宝暦期に行なわれた休浜法実施に向けた三原屋貞右衛門の遊説の様子について紹介してきた。この時期における休浜同盟形成の特質をまとめておくことにしよう。一七世紀初頭に入浜塩田が築造されて以来、瀬戸内各地に塩田が開発され、全国市場を掌握した。そして、塩市場が飽和状態となったといわれる一八世紀中ごろに提起された休浜法は、その意味では時宜を得たものといえるだろう。とりわけ、北国市場を対象とした芸備塩田は切実であった。しかも、北前船が寄港することがない冬季の休浜は効果が大きかった。それに対し、赤穂・撫養などといった大製塩地帯は、近世前期以来、江戸・大坂を市場としており、産地間競争にも打ち勝つことが可能であった。このため、休浜法による実施のメリットはあまり認識されていない。また同時に、製塩業に対し、塩専売制など積極的な政策が採られる藩もあり、休浜法の実施自体、藩の許可を必要とした塩浜もあり、三原屋貞右衛門の提案に対し、即答できないこともあったのである。

そもそも休浜法の実施は、藩領国を超えて存在し、塩浜同士の間で共通利益の享受を目的としていた。そのため、休浜同盟の組織は、各塩浜における休浜法の必要性を理解することでのみ合意を形成したのである。このため、同じ「塩浜不景気」であったとしても、各塩浜個々の事情により、足並みを揃えることに支障をきたすことは、しばしばあったのである。

とにもかくにも、宝暦期の休浜同盟は、芸備両国と伊予国波止浜のみで実施された。しかし長くは続かなかつた。

「芸備国においては、四ヶ月休浜大に仕当なりしにヶ所小場所也、浜方より土地と場所等の勝劣を云立、休月減少申立に付、竹原尾ノ道規定所として四ヶ月休、其外ハ休月減少に及候所、次第次第休月減少相望四月休は尾ノ道竹原而已に相成、又尾ノ道竹原内二而も土地の勝劣申立るにより、終に十ヶ年を不経年中日々皆持に成りて忽ち元の及困窮にしなり」と、⁽¹⁷⁾一部塩浜で地味や立地条件などを理由にして休浜期間の短縮が主張されるようになり、次第に調整がつかなくなり、十年もたたずに休浜法は守られなくなってしまふのである。そして、結局休浜法は行なわれなくなり、従来通りの経営不振の状態に戻ってしまったのである。

二、明和八年(一七七二)の休浜法成立過程(四か国休浜時代)

明和元年(一七六四)、周防国鶴浜・大浜百五十軒が開作された。これによつて、三田尻浜自体の塩販売直段が下落し、塩浜が困窮するに至つた。「作業正月より極月に至、年中日ニ皆持塩民従来職分全懈怠如才少しも無之の所、塩余分出来上るより別て損亡強、智謀ニ参り懸りハ前代未聞の事成よし」と、これまでは生産活動を続けていれば問題が無かつたのであるが、開作以降、塩が余分に作られるということから、新たな対応が求められたのである。そして、「塩浜成立の遂工夫、宜手段可有之においてハ、可申出やう御沙汰成りしに」と、藩からの求めに⁽¹⁸⁾応じて、鶴浜の浜主豊後屋藤六(田中藤六)が申し出たのが、休浜替持法であつた。△史料3Vの覚書を参照しよう。

△史料3V

覚

三月朔日取付八月晦日持納の事

広狭共土地現畝半方宛替持の事

但右之通にてハ作業数廉振合違有之候事

右之に相成候においてハ不經三ヶ年を塩浜成立可申候条、数ヶ所数多塩人於下二之相談向及熟談ニ可申期無御座義ハ、九月朔日より翌年二月晦日迄家業を休可申義唯ニ相分りたる義に御座候へ共、塩民ハ塩余分に焼立家業相続相成候と而已相心得罷在候、無是非次第御座候得共、当時右仕組達之外成立可申見積無御座、右様休月相成る於てハ不遠成立可申候段、無相違奉考候墨付差出申候、此段宜敷被成御沙汰可被下候、以上

明和八年卯月

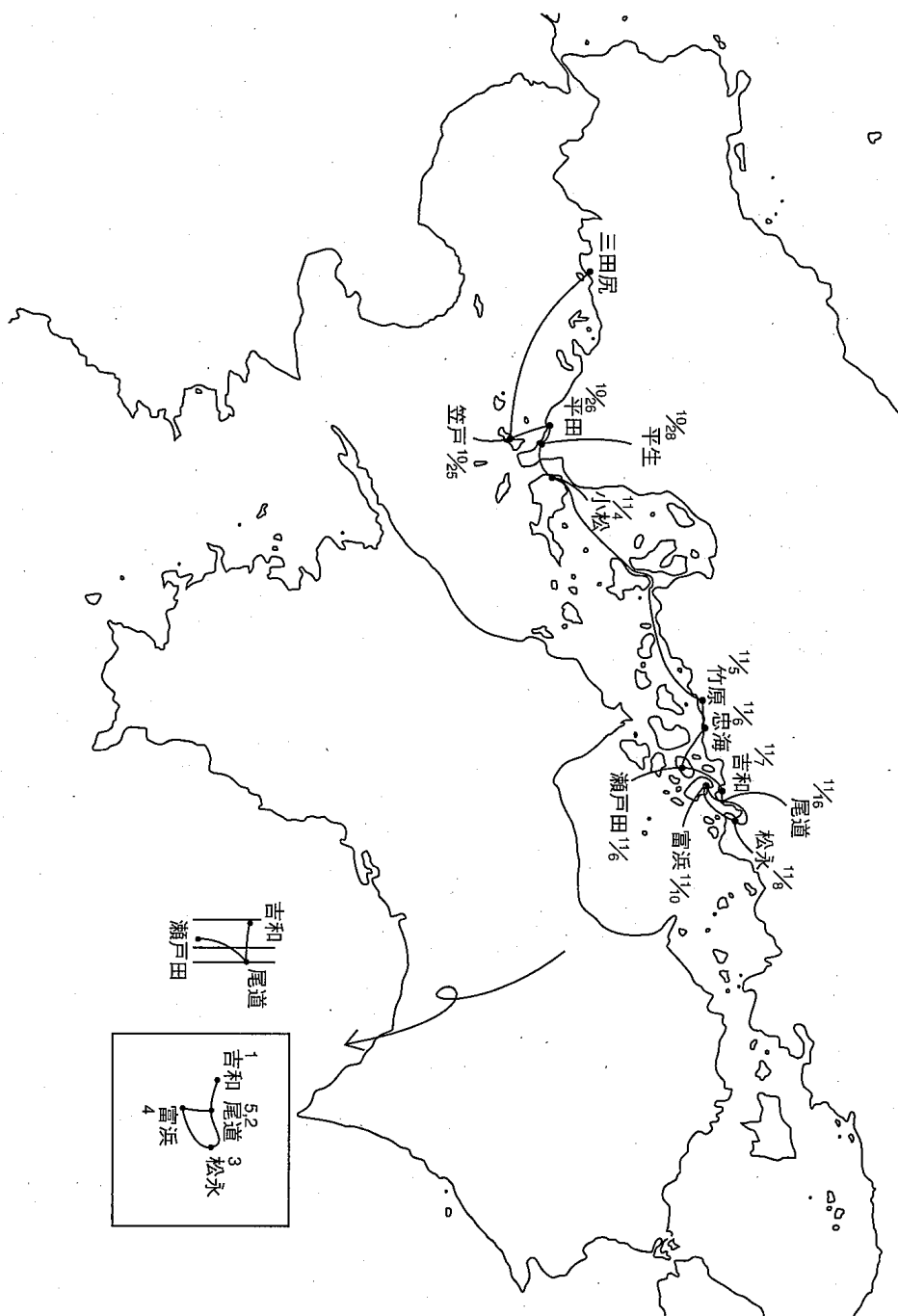
豊後屋 藤六

この内容から見ると、九月から二月までの六か月の間、休浜することと、また同時に土地の半分のみを利用する替持を実施するという二つの点を提案している。もちろん、これにより生産量自体は減少するが、その結果として、塩浜自体の成立を可能とすることが指摘されている。この後、藩と田中藤六との間で問答が行なわれ、休浜法の実施が認められたのである。

休浜法が許可されることで、明和八年十月、田中藤六は芸備塩田にも遊説を行ない、尾道海蔵寺で会合を行なっている。その経緯を「塩浜大仕組二付他国経廻録」から紹介していくことにしよう。まず、行程について（図2、明和8年（一七七二）田中藤六の休浜法廻村の遊説先）を参照してほしい。

田中藤六は、十月二十五日に三田尻を出帆し、笠戸に到着している。翌日、平田の境屋重郎右衛門で集会が行われ、二十七日には宰判内塩浜十七軒が印形している。二十八日は平生に向かつており、十一月一日には、古浜で印形が交わされ、平生を出帆し小松に向かつている。三日に寄合いで決めることとなったが折り合わず、帰りにもう一度立ち寄ることとし、四日に小松を出帆している。航路は、音戸を経由し、三津沖で夜を明かした後、五日に竹原へ到着し

図 2 明和 8 年 (1771) 田中藤六の休浜法廻村の遊説先



ている。その後、六日には忠海、瀬戸田浜を、七日には吉和浜、尾道、八日に松永浜、そして十日に富浜を廻り、十六日に尾道海蔵寺で集会したのである。集会には、吉和浜・肥浜・富浜・松永・瀬戸田・波止浜・竹原浜・仁方浜と、広島藩領内の主たる塩田だけでなく、福山藩領の松永浜や、伊予国の波止浜なども参加している。

この田中藤六の海蔵寺での会合に至る経緯とその内容について、『塩製秘録』を参照すると、以下の様に記載されている。⁽¹⁹⁾

△史料4▽

一 明和八卯冬十月廿六日田中藤六白和、石川忠次郎三田尻を出帆して国中の諸浜休浜の示談に及び、悉く折合しかは、直様芸州に押移りける、仁方・忠海・瀬戸田・竹原を経廻し、夫より備後三原、尾ノ道、吉和、肥浜、富浜、松永に至り、種々相談に及びしか、伊予、備後、安芸は程近く隣れるにより周防共四ヶ国一同相談すべしと、そこ爰、飛脚・飛船を馳て知達に及び、備後尾ノ道漁人町の上へ海蔵寺を借り集会場とし、馳せ集る人々予州波止浜升屋茂八郎、備後松永浜より福島屋庄三郎、竹原屋善八郎、吉和浜より坪屋仲右衛門、天満屋長四郎、姫路屋嘉右衛門、肥浜門田屋興右衛門、富浜升屋善次郎、仁方大門司屋三右衛門、大原屋魚平治、竹原加茂屋直十郎喜多山氏、閑治屋伴重郎、仁賀屋甚太郎、三田尻豊後屋藤六、大塚屋忠次郎以上拾七人、日夜種々申値しに、元来芸備二州は宝暦年中四ヶ月休浜ありて、其の利方大体心得有事に付、むつかしき問答にも不及して相談なり、猶夫より上み瀬戸内いかが可有といふに、備中、備前、播磨、阿波、讃岐、伊予六ヶ国は宝暦十三未の歳、瀬戸田浜主三原屋貞右衛門廻浦して相談に及びしに不折合の場所あり、終に其事ならず時節到来せずして相談なりかたし、尾道・竹原より追々相談あるべきよしにて、先周防・安芸・備後・伊予四ヶ国休浜の事堅く申値ひ酒宴を設け睦み合、同家業斯迄相談に及びし事、此業再び繁昌すへき時の至れるなるへし、往年互に信を通し聊疎略存す

まじ、斯も国々幾久敷中絶せざる為にとて、毎年三月十九日を会日として厳島において四ヶ国の浜主因もの会すへしと堅く約をなしける：

△史料4Vを参照すると、参加人数が一五名しか記載されていないが、史料では一七名と記載されている。他の史料を参照すると、この集会参加者に瀬戸田の土井屋富右衛門・吉富屋三郎兵衛の二名が記載されてある。恐らく、この二名が参加したのだろう。さて史料を参照すると、以下の三つの点が明らかとなる。

まず第一に、休浜同盟は尾道海蔵寺において集会を開催され、合意を得ている。海蔵寺での集会が開催され、事前におおよその塩浜を巡回し、ある程度の趣旨を説明し合意を得ている。

第二に、芸備両国と波止浜との間による休浜について、宝曆期に休浜法を実施した経験があるため、比較的簡単に合意が得られている。そして、休浜同盟の範囲を瀬戸内全域に及ぼすことについては、過去の経験を踏まえ、芸備塩田や松永・波止浜などが漸次説得に当ることとし、当面四ヶ国で休浜を実施することが取り決められている。この合意を得る要因について「芸備両国無子細浜相談折合し事ハ、宝曆中四ヶ月休試仕当勘定なりし、其覚有之此度豊後屋ハ防長六ヶ月休於他国にハ兎も角も於周防にハ相決候との事に付、芸備早速折合の事」と、芸備両国の塩田は、宝曆期に一度四ヶ月休浜を行なっている経験もあることから前向きに対応したのである。また、休浜同盟は当面四ヶ国で推進することとし、赤穂・阿波などといった大塩田地帯への対応は将来的な課題とし、参加を呼び掛けるまでには至っていない。この休浜同盟の範囲を五ヶ国のみで推進を可能とした要因は、販売先に問題があるだろう。芸備地域より西の塩田地帯の販売先は北国地方であり、その意味で江戸や大坂を対象としていなかった。よって、これらの地域だけでも休浜法実施の意味があったのである。

第三に、休浜同盟に関する今後の方向性としては、毎年三月十九日を集会日と定め、厳島で浜主を集会することが

決められている。この毎年開催される集会によつて、ある程度のコミュニケーションを得ることとなつたのである。かくして、明和八年、田中藤六の提起により実行に移された休浜同盟は、「直に勘定よくなり、三ヶ年を経して家業繁昌せしは、用塩極る所ありて休浜の的あたりたるならずや」と、三年のうちに経営的に持ち直すことができたのである。

それではその後、休浜法の継続に当り、運営的にどのような努力がなされたのであろうか。以下、①芸備塩田内の休浜期間の延長の申し合わせについて、②休浜同盟における休浜期間統一の動きについて、③休浜法に対する藩への働きかけと制度化について、三つの事例を紹介していくことにしたい。

1、芸備塩田における休浜期間延長の申し合わせ

休浜期間については、時期に応じて延長したり、縮小したりすることがあったが、この点、安永六年には芸備塩田内で休浜期間を延長し、八月も休浜とすることが取り決められている。この時の様子について、△史料5Vを参照していくことにしよう。⁽²⁰⁾

△史料5V（安永六年）

一同六酉年八月臨時休浜決定之事

休浜之儀是迄四ヶ月休之定ニ有之候処、当年之儀ハ天气打続塩出来増し直段追々不景氣剩薪高直ニ付、甚仕当ニ合不申、依之増休之儀於尾道海蔵寺ニ八月五日諸方集会及相談ニ候処難決、又々同十一日於高崎集会及議論

一統承知ニ候、其内大崎壱ヶ所不同意ニ付相済不申、尤大崎壱ヶ所ニても不同意ニ候得者、忠海浜も大崎同様休浜得致不申由ニ候、夫ニ付当番瀬戸田へ長役仁賀屋甚太郎・同かもや直十郎兩人参及示談、瀬戸田藤屋儀左衛

門・ひかしや豊三郎兩人同船にて大崎へ参り浜師中へ致相對、種々申談之上大崎も納得致、一同承知にて九月一

ケ月増休相決し申候夫二付長役より惣浜師を寄申談候

一 八月晦日限浜持はき候事

但、水汐取候儀ハ九月一日ニても勝手次第第二候事

一 九月朔日一同汐入候事

同史料の内容は、安永六年（一七七七）の天候が好天続きのため、製塩量が増大し、塩価格が下落した。このため、薪などの燃料コストが高くなるため、芸備塩田では休浜期間を従来の四か月から五か月に延長することを提案したのである。この休浜期間の延長について、尾道海蔵寺での集会（芸備塩田内だけの集会）に提案したところ、まとまらず、十一日の高崎集会において取り決めることでまとまっている。この提案がまとまらなかったのは、大崎塩浜による反対があったことによる。何故、大崎塩浜が反対したかは不明だが、恐らく大崎塩浜は島嶼部の塩田で、他所と比較して零細であったことが考えられる。また、この大崎塩浜が反対すると、隣接する忠海浜も同意できないとしている。この事態の収拾に向け、まず「長役」である仁賀屋と賀茂屋が「当番」（＝当番浜）である瀬戸田（生口浜）に行き、説得に当たっている。生口浜も大崎塩浜と同じ島嶼で豊田郡に位置する塩田であることから、同条件の生口浜を通じて大崎塩浜へ説得することが意図されたのであろう。この説得を受け、生口浜の藤屋と東屋が「長役」二人と共に大崎へ行き説得に当たっている。これにより、無事に一か月延長して休浜することが取り決められたのである。この事例から三つの点が判明する。

まず第一に、芸備塩田の休浜期間は、この時期四か月となっている。この休浜期間は明和九年（一七七二）の休浜同盟結成時からのものだったのか、あるいは当初、六か月休浜だったのか不明である。いずれにせよ、休浜の日数は

その年の天候に応じて変化し、集会によって随時決められていることが確認できるだろう。

第二に、芸備塩田については、尾道海蔵寺で事前に集会を実施している。休浜同盟の集会は、特定日に防長芸備予州の五か国の塩田による集会だけでなく、支部として芸備塩田の集会があった。また、芸備塩田内で長役が存在し、相互の調整が図られている。

第三に、大崎浜が休浜期間の反対を主張することは、隣接する忠海浜なども同調しないというように、休浜の有無は一つの塩浜がはざれることで、他浜へも大きな影響を及ぼすことがあった。また、こうした長役は、直接大崎浜へ出向いて説得するのではなく、当番浜であり、同じ島嶼の生口浜を通じて説得に当たっている。説得する筋道やあり方にも注意する必要があるだろう。

この事例は休浜期間をめぐる芸備塩田の対応の問題として紹介してきた。休浜同盟の組織には、防長塩田・芸備塩田といった内部組織が存在し、それらの中で事前に意見の調整が見られている。集会は年一度であったが、こういった内部組織での集会は休浜期間の延長など必要に応じて随時行なわれたものと考えられる。このような組織を通じて、個々の塩浜で支障があったとしても調整されたのである。ただ、必ずしも休浜法に対し、調整が円滑に進んでばかりいたとは言い難かった。寛政期ごろから文化期にかけて、燃料が薪炭から石炭に転換し、燃料コストが低減されると、休浜法自体の有効性が問われるようになる。また、この時期になると、三田尻浜の中でも休浜法に対して疑問の声が挙がっている。こうして、「他郡よりは三田尻浜業延なりては、他郡の業延十月になるゆへ業浜益なしと否と年々争論絶る事なし、諸法ありといへとも信せされは益なし、今塩浜休浜法あり名のみにして乱りなるにより其詮なく、家業年増衰微して数代の浜主相続ならずして皆代り行、新しき浜主は休浜替業の事委しからねば猶々法を乱り貢は闕事なき故」と、⁽²¹⁾塩浜内でも経営者の交替が見られるようになり、休浜法に対する認識が無い浜主が増えることで軌

轍を招いている。この様に、年を追うごとに塩浜内外で支障を招き、浜主が交替することもしばしば見られたのである。しかも新たな浜主は休浜法への理解が不足し混乱を招いている。次に、こうした中、文化六年（一八〇九）正月十八日から二〇日にかけて行なわれた集会で決まった内容について紹介することにしよう。

2、休浜同盟における休浜期間統一の動向について

明和八年に提起された休浜同盟は、その後継続するが、休浜期間が各塩田によって異なるようになる。先に示した様に芸備塩田は四か月休浜であったし、六か月休浜を実施していた防長塩田の中でも抑えられなくなっている。このように休浜期間が異なることは、塩田間の不利益をもたらし、引いては休浜同盟に弛緩をもたらした。このため、休浜期間を統一する動きが見られている。△史料6Vを参照しよう。⁽²²⁾

△史料6V

定書

近年塩浜凶年打続取続難相成、一際相立候規定申値不仕ニシテ者塩直段引立不申、然ル処防長四百五拾軒之内三田尻浜弐百軒之分者従来三八之大規定相立候所、於諸所三十日四十日延浜等茂有之、旧年御城下御願申出広太之御惠情を以、宜御聞濟シ被仰付、右延浜所も後年両国一統三月取附、八月休浜之法を以、浜業相営ミ候様被仰出難有奉得其旨候、誠ニ浜方栄久之時節到来仕、乍此上大仕興相立度、此度御当国江罷登芸備予三ヶ国御衆中於高崎薬師寺御集会仕及御熟談候処、浜方難渋体御考味之上往年芸備予防長五ヶ国一統決談仕左に相記候事

一 芸備予三ヶ国当巳年二月朔日取附之事

一 防長両国三月朔日取附之事

一 当秋休浜之儀者五ヶ国一同八月切之事

一 来年より往々五ヶ国一統三月朔日取附八月晦日持止メ之事

尤年々見合を以休浜増減之儀者高崎集会之節申縮メ可仕候事

一 例年正月廿日於高崎薬師寺参会可仕候事

但宮嶋集会暫相止メ見合候事

右一ツ書広々五ヶ国御衆中申値決談相成候処、全相違無御座候、然ル上者後年無怠転五ヶ国一同正月廿日高崎薬師寺御集会上無違犯御申談可仕候、以上

文化六年巳正月廿日

防長塩浜

大年寄

吉武十蔵

同

藤本庄助

芸備予惣取次海老浜

吉和屋弥右衛門殿

岩見屋吉左衛門殿

前段治定被罷歸候所、格別之意を以三月十一日取附之来ル

右

巳正月十八日 九日廿日集会之節出席人別左之通
(十次か)

周防長門塩浜四百五十軒惣代

防州大年寄 吉武十蔵

同 藤本庄助

先役 松村安兵衛

徳久長兵衛

友永六左衛門

海老浜吉和屋 弥右衛門

同 岩見屋 吉左衛門

仁方浜上村 勘七

竹原塩浜庄屋 十右衛門

仲間 五郎兵衛

先役 直十郎

浜師 与八

忠海胡屋 茂兵衛

同岡紺屋 孝蔵

吉和浜 庄屋弟 周蔵

同米屋 九兵衛

落合：休浜同盟成立過程と赤穂浜の参加

富浜仲間 幸右衛門
同工屋 七三郎
干浜仲間 猪三郎
同灰屋 彦兵衛
松永浜組頭 作平
同藤屋 金十郎
瀬戸田浜仲間 文右衛門
同浜師 藤兵衛
大崎浜 百蔵
波止浜役人 河内屋 伊兵衛
同浜屋 周治

同史料を参照すると、休浜期間をめぐって問題が生じたことについて、長州藩からも触れを出してもらったこと、休浜法の徹底を取り決めている。さらに同史料によれば、文化六年（一八〇九）には、芸備予州の同盟参加の塩浜に

ついでには二月一日より開始の五か月休浜とし、六年の秋からは防長塩田と足並みを揃えるように、三月一日開始の六か月休浜としている。ただ、この取り決めは、実は防長塩田の代表者にとって、必ずしも望ましいものとは言い難かつたようである。この時の事前の調整として竹原で行なわれた集会の様子について、△史料7Vを参照しよう。⁽²³⁾

△史料7V

一此年正月芸州竹原におゐて四ヶ国集談の砌、喜多山直十郎休浜日限不同にては後年規定筋堅固に立離し崩れやすし、四ヶ国一同たるへしとなり、芸備諸処の人々も只顔を見合、一句の返答する人なく、松村・吉武尤至極の事なりとは申なから、心中どぶに酔たる心地なり、何故といふに、芸備予折合なりとも、周防は岩国御領、徳山御領又は他郡浜一同たらん事覚束なく、然といへとも、三田尻は規定根本の国として否や言難く、同心せしむるといへとも、帰国のうへいかか成へきやとひたすら案し煩ひけり、当時の喜多山は芸備予三州の先生として、休浜四ヶ国一同の高論なりによりて、難あらて否の論もなく居合候事、誠に時の至れるにて此上の悦なしとて、毎年竹原集会退転なからん事申値て別れをなしけり

一松村・吉武・藤本・吉原屋帰国の上、竹原集談の旨趣上へ訴へしに、御分地他郡六ヶ月休浜居合されは、三田尻計り六ヶ月休にて、諸浜は行形三十日の持延せしかは、芸備予是を憤り諸浜申立るにより、喜多山可取計手段に盡五ヶ月休となり、持初め持止の際限上より御制道被成下、三郡に三人休浜目付役人被為置、端々壺軒有処にても一日も乱りの義無之、嚴重の御規定に被仰付候なり、三田尻も先大年寄藤本幸助・有富清左衛門交代して、後役藤本幸助・吉武十蔵に被仰付しなり、巳午の両年も休浜規定暁と定りかね、とかく色々の乱りありて、大年寄の心遣ひ大方ならざる時節にてありける

安芸国竹原での集会において、喜多山直十郎は、休浜期間に差があることが混乱の原因であるとし、同盟内の塩浜

は六か月休浜として統一を図ることが提案されている。この提案に対し、芸備の各塩浜は驚いているものの、提案者である喜多山直十郎は「芸備予三州之先生」といわれるように、精神的な支柱でもあり、個々の塩浜には異論があるにせよ、反対していない。一方、六か月休浜を推進していたはずの防長二か国の代表（大年寄）である松村安兵衛や吉武十蔵は、「規定根本の国」として「尤至極の事なりとは申しながら、心中どぶに酔たる心地なり」と賛同しながらも、逆に反論できずに困惑していたのである。それは、周防国内の塩田でも、岩国藩領や徳山藩領の塩田もあり、調整に難航することがあった。実際、この提案を防長塩田に持ち帰ったところ、予定通り反対を受け、三田尻浜のみが六か月休浜とし、他浜は五か月休浜となっている。この結果に対し、芸備塩田としては不満であったが、喜多山のとりなしにより、事態を収めている。そして、周防国でも三郡に三人の休浜目付役人を設置し、厳しく休浜期日を取り締まることが確認されたのである。

この事例は、休浜期間を統一することを、述べたものであるが、二つの点が判明できる。

まず、一つは、休浜法の実施は、防長塩田が中心となって提起したものであるが、その防長塩田内部においてさえ共同歩調をとるのは、難しいという点である。また、集会参加において防長塩田惣代として参加したとしても、集会の決定について、三田尻浜の大年寄は、各塩浜に出向し、承認を得ることもあったのである。しかも、持ち帰ったときに必ずしも賛同を得るとは限らなかった。特に、岩国藩領や徳山藩領など長州藩領とは異なる場合、合意を得るのが困難なこともしばしばであったのである。

もう一つは、休浜期間の調整について、芸備塩田は、困惑しながらも反対といった明確な意思表示はなされておらず、「芸備予三州之先生」と呼ばれていた、竹原の喜多山直十郎のとりなしによって、休浜期間は三田尻浜が六か月、他郡浜は五か月ということと説得している。そして、文化十三年には「三田尻浜式百軒中央に有之、東西に他郡浜有

之、三田尻は六ヶ月と十日の休浜とし、他郡浜は五ヶ月と廿日の休浜に被仰付、平均して國中六ヶ月休の大旨なり」⁽²⁴⁾と、三田尻浜が六か月と十日で他郡浜が五か月と二十日という形で両者の間で休浜日数を調整して、領内全体として休浜期間を六ヶ月とすることにより事態を調整している。

以上のように、休浜期間の統一は、各塩浜の利害もあり、調整は難航を極めることもしばしばであった。集会の結果を持ち帰ったとしても、それが反対により、くつがえってしまうこともあったのである。集会の参加についても、芸備塩田は巖嶋で開催されることもあり、各々の塩浜の中心的な役人層が参加している。しかも、喜多山直十郎の説得は大きいものであった。こうした精神的支柱になる人物の存在は、休浜同盟存続において大きな意味をなしたといえるのである。それに対し、防長塩田の場合は、大年寄層の参加はなされるものの、個々の塩浜の代表が参加されておらず、意志統一も充分でないことが見受けられている。

3、休浜法への藩への働きかけと制度化

この様に、休浜同盟へ参加することが、すぐに休浜期間の遵守が貫徹されたものとはなっていない。このため、文化七年(一八一〇)夏から、防州三田尻浜大年寄吉武十蔵は、萩城下へ四度も出向し、藩に対し、休浜法の重要性を主張している。そして、「役人共種々力ヲ入申談候得共、御支配違之浜所数々ニ付、役人共力ニおよひかたく、此場合捨置候而者亦候五十年前之様子ニ立戻り可申哉、已前御上御苦勞之御趣等奉恐察、防長御領分之儀者塩浜一統之御示シ被為成遣候様奉願上候事」と、防長塩田内で触れを出すことを願い出たのである。休浜同盟を推進するに当り、同盟全体の意志統一も大事なのであるが、他郡浜や他国浜を説得する上で地盤である長州藩領だけでも意志統一を図る必要があったのである。その結果として文化八年二月、八史料8Vの様に触れが出された。⁽²⁵⁾

△史料8▽

覚

(三月十一日取附八月晦日止メ

右三田尻西ノ浦共

(三月朔日取附九月十日止メ

右諸郡

(三月朔日取附九月十五日止メ

右都野郡并徳山御領

(二月十六日取附九月廿五日止メ

右小郡才判之内百姓小浜惣在所式嶋、底治朝野郡平田浜之内、同断三田尻より前後五拾日増

右塩浜規定事二付、此内御申出相成候処彼是難渋之場所茂有之依而已前之振りヲ以、前断之日数ニシテ、諸郡江
茂其沙汰被仰付候条、已来崩レニ不相成候様、三田尻之処者、別而手堅御沙汰肝要ニ候、此余猥之儀在之候而者、
徳山江御乞合茂不相成候間、旁詰能御沙汰在之度事ニ候

未二月郡奉行

そして、翌三月の厳島で開催された集会のとき、早速、吉武十蔵はこの触れがあったことを報告している。これを受け、芸備塩田もこの集会が行なわれて、あと「集会所厳島より直ニ御城下江罷出申上候」と、すぐに、竹原下市年寄半三郎を始めとした関係者が連名で、広島城に向かい、休浜法の重要性を紹介すると共に、「何卒防長両国之通、休浜仕候儀、相聞届ケ被為仰付被遣候ハ、御領分浜人共ハ不及申ニ御近国浜人共迄一統難有仕合可奉存候」と、

広島藩にも触れを出してもらう様に働きかけている。その結果、八月には、広島藩においても触れが発せられたのである。⁽²⁶⁾

△史料 9 V

態触遣ス

塩浜之儀者海辺第一之生理ニ而御国益在之处、中古以来諸国新浜数多出来、塩直段及下落浜人共致難渋候処、其節より休浜之法打始漸ク景氣取直シ、宝曆已後浜業取続候者全休浜之功与相聞、然ル処下方之申合ニ而者締り合不宜違約之浜所茂有之、近年塩難売捌浜方一統致難儀之由、右ニ付而者休浜之法弥取立可申処、不メリ之浜所茂在之候而者猶不景氣ヲ招ニ相当り結構成ル産業持なから、却而難渋ニ陥り候而者利害得失雲泥之相違ニ付、此度改而休浜之儀申付候、然ル上者銘々取続之為メ堅相守可申、依之自今八年々々浜業取附納メ之日限其度々相窺聞届之上取斗可申、若シ相背者於有之早速可申出吃度可被及御沙汰候間、其段可相心得候事

未八月

こうして藩による制度化がなされたのである。ここで注目できる点は、それに先立つ六月に、頼杏坪が意見書を提出している点であろう。冒頭部分を紹介しておこう。⁽²⁷⁾

△史料 10 V

塩浜之儀ハ海辺第一之産業、其豊凶ニ依候而者浜人者申ニ不及、惣海辺之盛衰ニも懸り候程之生理ニ御座候所、中古以来諸国新浜出来塩直段至極下直ニ相成仕当ニ合不申浜師共及難儀…

このあと、休浜法成立の経緯やその効能について説明されている。この冒頭部分を参照すると、内容が酷似している。八月に出された触れは、頼杏坪の意見書の内容を反映して出されたものといえるだろう。この様に、藩としては、

ただ単に塩浜の願いを反映するのではなく、頼杏坪の意見に基づき休浜法を藩益（国益）であることを確認した上で、触れとして出されたのである。

これらの事例は、藩の触れが、休浜同盟による決定に基づき個々の地域が対応したものといえるだろう。休浜法自体は、休浜同盟間の取り決めであり、その違反者に対しても過料をとるなど同盟による対応がなされている。しかし、同盟間の秩序は常に違反と背中合わせであったのも事実である。休浜法の発起した防長塩田においても、芸備塩田においても、休浜期間から違反したり、また違反しないにしても休浜期間を短縮することを主張する塩浜はあとを絶たなかった。こうした状況に対し、休浜期間の調整といった内部調整を行なう一方で、より休浜法を徹底したのが藩による触れであった。休浜同盟では、こうして制度化することにより、地元での休浜法への徹底が図られると共に、他地域の塩浜への対応の論拠としたのである。

また、藩が休浜法を制度化することは、ただ単に塩浜の意向を反映したものとは言い難かった。広島藩の場合、二月に訴願が提出されてから、八月に触れとして出されているが、この間、六月に休浜法について頼杏坪が意見書を提出している。頼家は、竹原塩田の経営者であることも念頭に据える必要があるが、こうした意見を踏まえつつ、触れが出されていたのである。すなわち、広島藩としては、地元の利益（地域益）と、藩益（国益）が合致したことが休浜法の制度化へと結びついたのである。

三、赤穂塩浜の参加

文化九年十月十一日、的形村茂七郎から三原浜元メである出羽屋善右衛門から、(28) 史料11Vの様な手紙が来た。

△史料 11▽

(前略)

先日上方江罷登此節帰宅仕候処播州ニ而、的形妻鹿村浜人茂七ト申人ニ出合申候間、何角休浜之一件咄シ合候処大塩八家の形下方右四ヶ所右同廿五日より休浜いたし当十月中者相止メ候様に相聞申候、右茂七ト申人御地御役方ニ茂御承知之趣噂有之候休浜之儀一段之事故、何卒早々此辺江御登りも被成候ハ、何角御相談申入、世話仕度右四ヶ所者諸々休月之処熟談已来可仕御座候、尤赤穂浜之儀者手懸りも無御座内々承候処、東浜者居り合可申趣ニ相聞候得共、西浜不居り合之様子ニ承候、乍併是茂下筋御登り何角御談シ茂有之候ハ、居り合可申歟ニ茂咄有之、兼而此節御登り茂被成候趣、薬師寺より茂私江申二付、少シ者御心得茂相成可申と奉存候、荒々様子申上候近頃乍御苦勞早々御登被成彼地浜所居り合候様御世話程奉希候、乍憚浜方御役人中様江可然御伝達可被下候：

申十月十一日

三原浜元メ

出羽屋善右衛門

同史料を参照すると、播州の大塩・八家・的形などでは、すでに休浜を行なっていることを示すと共に、赤穂浜では東浜は休浜法に同調する方向だが、西浜は同調しないことが記されてあつた。先の三原屋貞右衛門の遊説以来、赤穂浜が休浜同盟に参加するためには西浜の動向が懸案だったのであるが、このことと同じ状況が示されている。竹原浜の賀茂屋直十郎(喜多山)は、この状況について、三原浜から連絡を受け取ると、赤穂への遊説に出向くことの許可を広島藩から得て、竹原・松永・吉和・富浜など各塩浜の代表者と共に赤穂に向っている。かくして、十一月二十四日、坂越大西源四郎宅で東浜庄屋田淵佐右衛門を含めた一五人の出席で集会が開催されたのである。集会での演説の内容は、休浜同盟の意図を示すとともに、休浜法の意図と効果を明らかにしている。これを受けた赤穂浜の反応は、「委細御申聞之趣御尤千万奉存候、手元取メ申合猶追々及御相談可申間暫逗留仕呉候様」と前向きな反応があり、しば

らく逗留するようにとの返答がなされている。これを受け、尾道富浜の孝右衛門など帰省しているが、直十郎と十右衛門（兩人は竹原塩浜）、そして六郎右衛門（松永塩浜）の三人が十二月三日まで逗留し、調整に当たっている。その結果、休浜法実施に向けた前向きな返答を得た。そして、この報告を受けて、四日には灘目地方に向っている。

この時期、赤穂塩浜では休浜法実施に向けて、赤穂藩に対し許可を願っている。⁽²⁹⁾

△史料12▽

乍恐奉願上候御事

一当地塩職之儀従往古塩浜家業専一之場ニ御座候所年々衰微仕候、其故ハ七拾年以來諸国新開浜々余多出来候ニ付、諸国焼塩多御座候、殊ニ其年払ニ相成不申剩へ翌年へ持越ニ相成申候へハ、年ニ寄り雨天打続持浜無数候ても、格別直段引立ノ利益も無御座候様奉存候、右体相成候テハ浜業弥以テ迷惑仕候、夫故売先不捌ニ御座候故、塩直段段々下直ニ相成申候、殊ニ近年浜人共内証不勝手ニ付、薪等其外諸買物調置候義難相成候故、万端買物高直ニ御座候、依之浜人共ハ不及申浜稼末々之者迄困窮迷惑至極仕候、就テハ十月ヨリ翌正月迄四ヶ月ハ短日ニテ日脚モ弱ク、殊ニ雪霜時雨之時節ニ候得バ、一日浜持候テモ五三日モ掛リ、浜引カキ仕候得共、諸雑用費等御座候、天氣克ク適々浜持候テモ右之時節故、塩付悪敷候故取水塩無数、其上水塩薄ク御座候故、塩付悪敷候故取水塩無数、其上水塩薄ク御座候故、諸雑用算用指引仕候へハ、利潤ハ不及却テ損失多困窮之基ニ御座候、右十月ヨリ正月迄之内八十日之間相休申度、左ニ候得バ塩直段モ引立余程利潤之節ニ御座候、其上ニモ薪ハ勿論其外諸色買物等自然ト買能可相成ト奉存候、右之通ニ候得バ、塩浜職相続可仕ト奉存候、御年貢御運上之義ハ御定法之通、無相違御上納可仕候、是亦右日数八十日相休候へバ、二月ヨリ九月迄随分塩浜作出精候得バ、浜働之者共ハ働多御座候、猶又明和七寅年分持浜凡三十日程ト有之候得共、此度奉願上候趣意ハ、右八十日相休候間ニ諸普請仕候へ

ハ、小前之者共差支無御座候、尚又相成義ニ候得バ、御郡中御普請之節も浜方村々之義ハ、其頃ニ以御愍被為仰付被下候ハ、一統難有奉存候、右奉願上候通御慈悲之上被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

文化九年十二月 日

浜人物代 平三郎

同 熊蔵

同 藤三郎

右奉願上候処相違無御座候、依テ奥印仕候、以上

塩支配人 弥八郎

同 儀八郎

右奉願上候通吟味仕候処相違無御座候、宜敷被為仰付被下候、以上

(後欠)

△史料12Vは、赤穂塩浜が赤穂藩に対し、休浜法の実施許可を得るために出された訴願である。この内容は、休浜法実施の意図として塩の価格が下落したことや、冬場の作業は降雪などで生産効率性が低く、経営的に損失が多いことを指摘し、十月から一月までの八十日間休浜を願ひ出たものである。次の△史料13Vを参照すると、休浜期間の日程が異なるが、この点は休浜期間の交渉の中で変わったものと考えられる。さて、この△史料12Vで注目できるのは、この休浜法実施の理由として、「塩浜職相続可仕」と、塩浜職の相続を可能とする要素と、「御年貢御運上之義ハ御定法之通無相違御上納可仕候」と、負担への影響が無いことを主張している点であろう。また、休浜期間中に郡内の御普請を實行することで、休浜期間の余剰労働を有益に利用できることも指摘している。

かくして、△史料13Vに見られるように、文化九年十二月に加里屋村・塩屋町・灘目村・尾崎村・新浜村そして宇佐崎村など播州の塩浜が休浜法に賛成することが取り決められたのである。

また、休浜法の内容については、塩浜内部のことであるから、証文の作成は必要としないのだが、産物奉行からは、相互の対応を確約するためにも取交証文を作成しておいた方が望ましいとの内意が出されている。これを受け、赤穂浜と芸備塩浜との間で証文の作成がされている。△史料13Vを参照しよう。⁽³⁰⁾

△史料13V

赤穂塩浜証文控

覚

一西塩浜所

正月 十月 十一月

休浜

加里屋町 塩屋町 灘目

一東塩浜所

正月 十月 十一月

休浜同様六十日尤口伝

尾崎村 新浜村五十日

右休月相極候処相違無御座候、然上者来ル酉四月十日備前瑜伽山御集会之儀承知仕候、依而一札如件

文化九年申十二月 賀里屋町塩支配人

源四郎

清九郎

塩屋村同

儀八郎

弥八郎

尾崎村同

喜八郎

兵左衛門

新浜村同

九左衛門

和三郎

灘目同

源右衛門

紋次郎

芸備塩浜所

御役人衆中様

灘塩浜証文ひかへ

覚

播州宇佐崎村

木場村

同

八家村

同

福泊村

同	的形村
同	西浜村
同	大塩村
同	曾根村
同	魚崎村
同	新浜

右村々塩浜正月十月壹ヶ年二二ヶ月誠ニ休浜相定メ候事

右之通此度各様御出浮ニ付瑜伽山集会之儀致治定候、以上

文化九年申極月

弥七郎

(他一七名略)

芸備御出張浜人衆中

右之通治定之処酉二月廿日妻鹿屋茂七郎より来書ニ二月十六日取附ニ仕候趣申来ル罷登候、六人より両所江取交証文

覚

一防長塩浜四百五拾軒

但(三田尻塩浜三月十一日取附八月廿日持納都合六ヶ月十日之休浜其外小浜所休浜小内之儀者別紙入御覽候事

一芸備予三ヶ国凡四百軒

(当九月十六日持納来酉二月十六日取附都合五ヶ月休ミ尤来秋持納メ之儀者四月十日惣集会之節可及御披露

事

一来四月十日備前兎島瑜伽山茶屋ニおゐて西国不残惣集會可仕申合之事、右之通此度御互ニ申値相約メ候処如件

竹原塩浜 喜多山直十郎

同 村上十右衛門

松永塩浜 岩井六郎右衛門

尾道富浜 松浦孝右衛門

同吉和浜 天野庄蔵

同閑治屋 九兵衛

赤穂東西塩浜 御役人衆中様 壱通

播州灘目五ヶ所塩浜御役人衆中様 壱通

△史料13Vを参照すると、赤穂塩浜と宇佐崎村の証文が記載されているが、末尾の宛先で「灘目五ヶ所塩浜」と記載されているように、的形浜や大塩浜なども参加するものとして考えられる。ちなみに、△史料13Vに記載された証文の宛先は「芸備塩浜所役人衆中」と記載されているように、この赤穂に集合した塩浜の役人を対象としており、正式に休浜同盟に参加したものとはなっていない。そして、翌文化十年四月の備前兎島瑜伽山の茶屋で開催された集會において正式に休浜同盟への参加が決定することが証文として取り交わされたのである。

おわりに

以上、本論では、十州休浜同盟の成立過程について、宝暦期の休浜同盟の成立から挫折、そして明和の休浜同盟から文化九年に赤穂浜が参加するまでの過程について紹介してきた。実際の運営については今後明らかにしていきたいが、赤穂浜の参加に至るまでの経緯から見ても、休浜同盟への参加と維持、しかも異なる条件のもとでの休浜期間の統一の問題点など組織的・運営的に多くの問題があったことが明らかとなるだろう。

休浜同盟は、休浜期間を設けることで生産コストの低減と生産性の向上を意図したものであるが、各塩浜によって条件が異なることから認識の差が見られるようになり、休浜期間の縮小を主張するようになる。例えば、塩田自体の地味の違いを始めとし、年貢や運上銀などの負担のあり方の違い、塩田が百姓浜（家族経営）か浜子を雇用した形かなど、様々な違いを見ることができるのである。しかも、寛政期ごろから石炭焚きにより燃料費が低減され、生産コストの低減が図られることで、休浜の本来の目的（生産費低減）が見失われるようにもなったのである。

ただ、その一方で、国内塩市場が飽和状態となり、冬季の生産が非効率であった点は事実であり、赤穂浜が休浜同盟への参加に同意したのも、こうした要素であったといえる。

最後に、本論で明らかにした点をもう一度整理しながら、三つの点からまとめておくことにしたい。

まず第一として、本論で明らかにした点を念頭に据えると、休浜同盟の参加について、大きく防長塩田と芸備塩田（伊予国波止浜も含める）、そして赤穂塩浜を含めた播州塩田の地域的な集合体に大別できる。実際、休浜同盟は年に一度、安芸国宮島厳島か備前国児島瑜伽山のいずれかで集会を実施するが、その間にも数度となく、各ブロックごとに集会が開催されている。たとえば、防長塩田の場合は室積（他に三田尻安養寺など）で、芸備塩田の場合は主として厳島（他に備前瑜伽山など）であり、それぞれ個別に集会を実施している。簡単に各地ブロックごとに塩田の特徴

を整理しておこう。

防長塩田では、この地域内で圧倒的な面積を有した三田尻浜が、休浜法推進について積極的に取り組んでいる。実際、明和の休浜法実施を推進したのも三田尻浜の田中藤六であった。三田尻浜は「休浜根本の地」ともいわれているし、休浜同盟にも、三田尻浜から「周防長門塩浜四百五十軒惣代」としての大年寄を派遣し、参加している。ただ、三田尻浜が主導で休浜法が実施されているために、他郡塩浜や岩国藩領・徳山藩領などの他藩領の塩浜との間で軋轢を生じている。結局、三田尻浜が休浜期間を増やすことで、他郡浜での休浜期間の縮小分を充当し、休浜同盟への対応としている。最終的には訴願によって藩に触れを出してもらおうことで徹底が図られている。ちなみに、「塩製秘録」を参照すると、「国益の論は厚く穿鑿すへき事也、然るに人気国益の事のみ専らに論ずる事も、余り吟味過たるは又不揃なる事必出来たるもの也、何事によらず偏倚過ぬ程あるへき歟、只国損の立さる事を盡して、国益の事はゆるやかに吟味有度事なるへし」と、休浜法の実施は国益とは別の問題として理解されている。国益に見られる論理の様に、富の蓄積を前提としながら、利益を論じるよりも、損をしないことを踏まえながら、塩浜の維持を第一義とすることを主張している。

芸備塩田は、年に一度の休浜同盟の集会にもできるだけ多くの塩浜が参加し対応している。この地域の最大の塩田は竹原塩田であり、芸備塩田内の中心的存在であった。「芸備予三州之先生」と呼ばれる、喜多山直十郎も竹原塩田出身である。しかし、海老浜が芸備予州の惣取次になっているなど、竹原塩田だけに役割を集中させていたわけではなかった。たとえば、赤穂浜などの休浜同盟への参加の働きかけを参照しても、竹原塩田が中心となりながら、他所の塩浜も参加しているように、できるだけ全体で取り組んでいる。休浜法については、この時期、大崎浜によって異論が指摘されるのみで、それも生口浜など同じ島嶼部の塩浜を通じて説得が行われ、理解を得ている。

集会時の防長塩田側の指摘に依じて、文化八年の触れもなされているが、休浜法について、藩の理解も「国益」であるとし、塩浜の利益（地域益）が藩益（国益）として反映したものとなっている。芸備塩田（広島藩）と防長塩田（長州藩）との休浜法に対する認識の違いを見ることができるのである。

赤穂浜を含めた播州塩田については、日常的にどれだけ集会が持たれているかはわからない。ただ、直接的な関係がなくとも、休浜同盟への参加という点から見ると、赤穂浜の存在は他所の播州塩浜（灘目）にとつて、中心的な存在であったといえるだろう。これは、販売先が大坂であり、同一市場を対象としており、塩田面積としても圧倒的に広いことから、こうした状況になったのだろうと考えられる。

以上の様に、休浜同盟は、各塩浜（村落）を核としながら防長塩田・芸備塩田というような藩領国の範囲を超えた国を単位として組織を形成していた。この組織のあり方や認識の違いは、これまで見てきた通り、防長塩田（三田尻が主軸とした集まり）・芸備塩田（竹原塩浜が主軸でありながらも各塩浜が主体的に取り組み集まり）・播州塩田（市場をめぐる赤穂浜の動向に左右されやすい集まり）など、各塩浜ごとでも、休浜法への認識のあり方や対応の仕方に大きな違いがあることが判明する。

第二番目として、休浜法に対する休浜同盟と藩との関係について述べておこう。休浜同盟は藩領国を超えて存在することから、休浜同盟が運動母体となり藩へ直接なんらかの対応を取ることには無かった。ただ、個々の塩浜が藩へ訴えており、休浜同盟の利益を藩益として浸透することはあったといえる。また、広島藩で休浜法を藩内で制度化させるきっかけは、休浜同盟の集会での三田尻浜の報告を受けたものであったという様に、休浜同盟での話し合いの内容が、当該領内の塩浜を通じて、藩内に反映することもあったのである。また、休浜法に対し藩による、許可を必要としたが、年貢・運上などの負担や藩の運営に支障が無い以上、原則休浜法は黙認という立場であった。

休浜同盟は、各藩に認められ、制度化されることで、公的存在として認められたことを意味し、正当化の論理として成り立つこととなった。しかし、その後も休浜法を遵守しようとする塩浜と守らない塩浜との間で争論が絶えなかったのも事実である。塩浜内の休浜期間の調整はその後課題として残されたのである。

第三番目は、休浜同盟において、三原屋貞右衛門や田中藤六などの廻村の実施があつて初めて同盟の結成が可能であるという点である。すなわち、積極的に局面を開きようとするような、特有なパーソナリティーのある担い手の活躍が同盟結成の前提であつた。彼らの遊説での論理は、幕藩権力から付与された権威・権力ではなく、必要性や合理性などといったものであつた。また、各塩浜が休浜同盟に参加する論理は多様だが、「世間随心」とか「赤穂浜……」といった、自浜の論理だけでない、他浜との同調や調整が重要な要素であつたといえよう。このため、その根拠を明確にするために、藩権力から触れという形で、制度化している。この制度化は、藩内の塩浜に対する徹底と、他浜の対応に依拠している。期せずして、文化八年には、長州藩領内だけでなく、広島藩領内でも休浜法を指示する触れが出されている。この触れは、竹原塩田を始めとした藩領内の塩浜が、広島城へ出向し出願したことを受けて制度化されたわけであるが、この様に、休浜同盟という非公式の取り決めが、各塩浜の訴願を通じて、各藩において制度化されることもあつたのである。

注

- (1) たとえば、渡辺則文『日本塩業史研究』(三一書房、一九七一年) 河手龍海『近世日本塩業の研究』(塙書房、一九七一年)
- (2) たとえば、『シリーズ近世の身分的周縁』(吉川弘文館、二〇〇〇年) など
- (3) 拙稿「網野善彦著『中世民衆の生業と技術』」(『土地制度史学』一七六、二〇〇二年)
- (4) 拙稿「瀬戸内塩田開発の特質と近世塩業—備後国富浜塩田を 題材として—」(『瀬戸内海地域史研究』第9輯、二〇〇二)

年)

- (5) 佐々木潤之介「農奴制と農奴制国家」〔幕藩制国家論 上〕一九八四年、東京大学出版会
- (6) 吉田伸之・久留島浩『近世の社会的権力』(一九九六年、山川出版社)
- (7) 樋口陽一「社会的権力と人権」〔岩波講座基本法学6 権力〕一九八三年、岩波書店
- (8) 平川新「なにが変わったのか」〔歴史評論〕六一八、二〇〇一年
- (9) 拙稿「近世竹原塩業の展開と構造」〔大学院研究年報(中央大学)〕第21号、文学研究科、一九九二年
- (10) 拙稿「瀬戸内の塩業」〔地方史事典〕弘文堂、一九九七年
- (11) 拙稿「近世的瀬戸内塩業」の崩壊と塩業経営―備後国松永塩田を例として―〔社会経済史学〕六五―六、二〇〇〇年
- (12) 拙稿「十州休浜同盟の展開と芸備塩田―生口浜増稼一件を素材として―」〔ヒストリア〕一二〇号、二〇〇〇年
- (13) 「塩製秘録」は、『日本庶民生活史料集成』(三二書房、一九七〇年)、「休浜法発端略記」「休浜規定早考」は、『防長塩業史料集』(一九六〇年)に収録されている。
- (14) 「塩製秘録」〔日本庶民生活史料集成〕一九七〇年
- (15) 宝曆一三年「塩浜休申合之控」(天野家文書)
- (16) 宝曆一三年「塩浜休申合之控」(天野家文書)
- (17) 「休浜法発端略記」〔防長塩業史料集〕一九六〇年
- (18) 「休浜法発端略記」〔防長塩業史料集〕一九六〇年
- (19) 「塩製秘録」〔日本庶民生活史料集成〕一九七〇年
- (20) 「竹原塩田誌」〔日本塩業大系〕史料編 近世(四)、一九七五年
- (21) 「塩製秘録」〔日本庶民生活史料集成〕一九七〇年
- (22) 「塩浜旧月之記」(吉井家文書)
- (23) 「塩製秘録」〔日本庶民生活史料集成〕一九七〇年
- (24) 「塩製秘録」〔日本庶民生活史料集成〕一九七〇年
- (25) 「塩製秘録」〔日本庶民生活史料集成〕一九七〇年

- (26) 「塩浜旧月之記」(吉井家文書)
- (27) 「休浜之事」(「春草堂秘録」『広島県史 近世資料編』VI 一九七六年)
- (28) 「塩浜旧月之記」(吉井家文書)
- (29) 「冬期休浜ノ願」(『赤穂塩業史料集』第三卷、一九九〇年)
- (30) 「塩浜旧月之記」(吉井家文書)

(付記)

本稿は、二〇〇二年九月に開催された地域フォーラム(於熊本大学)で報告したものを成稿したものである。当日参加された方々には、いくつかの助言を賜わった。記して謝意を表したい。